ワンポイント会計基準

vol.335 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第 29 号）について

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第 29 号）が 2024 年（令和６年）５月 22 日に官報を通じて公布され、2025 年（令和７年）４月１日から施行されました。

今回はこの改正内容の概要をご説明いたします。

１．財務規律の柔軟化・明確化

従来の費用を超える収入を得てはならないとする「収支相償原則」を見直し、財源の有効活用という趣旨が明確になるよう、中期的期間(内閣府令で定める期間)で収支の均衡を図る趣旨が明確にされました。

主な改正内容は以下の通りです。

・判定の期間：原則として単年度ごとから、原則５年間の中期的期間へと変更されました。

・赤字の取り扱い：原則不可だった翌年度以降への通算が、過去４年間の赤字まで通算可能となりました。

・黒字の解消期限：翌年度または翌々年度までだった期限が、５年間の中期均衡期間内へと延長されました。

・判定の単位：各公益目的事業（公１、公２等）の判定から、公益目的事業全体（法人単位）での判定に変更されました。

また、従来の「特定費用準備資金」と「資産取得資金」を統合し、法人の自主的な経営判断を尊重し、将来の事業拡大や設備の更新に備えるための新たな仕組みとして「公益充実資金」が創設されました。従来の「遊休財産額」も「使途不特定財産額」に変更され、保有制限から除外できる資金の範囲が拡大されています。

２．行政手続の簡素化・合理化

行政手続の合理化・迅速化の観点から、行政庁への提出書類については、行政庁による公益認定や監督、公益法人の透明性確保のために必須のものに限定し、可能な限り簡素化されました。

３．透明性・信頼性向上

ガバナンスの充実のため、公益認定の基準として、１名以上の外部理事及び外部監事の選任が追加され、外部の専門家によるチェックを受けるべき法人の範囲が拡大されました。そのため、会計監査人の設置が義務付けられる法人の基準が、従来の「収益の額 1,000 億円以上、費用及び損失の額 1,000 億円以上、または負債の額 50 億円以上」から、「収益の額 100 億円以上、費用及び損失の額 100 億円以上、または負債の額 50 億円以上」へと引き下げられました。

また、透明性向上の観点から、以下の項目を新たに開示することなどが規定されました。

・海外送金やテロ資金供与対策の有無。

・理事・監事等ごとの報酬等の総額（2,000 万円を超える役員については個別の報酬額と理由）。

・関連当事者との取引の詳細（特別の利益を与えてはならない法人関係者を関連当事者に含む）。

以上